**平成２８年（フ）第５号**
新潟県糸魚川市寺町３丁目７番32号
債務者　石黒　直人
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２８年（フ）第２７３号**
大阪市住之江区新北島３丁目７番30―505号
債務者　古谷さなえ（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３１１号**
大阪府茨木市庄１丁目19番19号　アンフィニィ庄Ⅰ　311号、前住所石川県羽咋郡志賀町富来地頭町７の６番地１
債務者　宮川　　保
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３５８号**
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―919号
債務者　村上光美こと　金　　光美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４０６号**
大阪市福島区鷺洲３丁目７番34―805号
債務者　岡林まゆみ
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１５号**
大阪府門真市石原町31番34号
債務者　岡本　武士
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１６号**
大阪府門真市石原町31番34号
債務者　岡本　美幸
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４７６号**
大阪市住吉区長居東３丁目１番17号　アネックス津和弐番館　401号
債務者　上村　敏和
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１７号**
大阪市淀川区宮原１丁目３番20―709号
債務者　木山麻里子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５９８号**
大阪府茨木市大住町10番13号　上出文化１階
債務者　枝村　　明
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６０８号**
大阪市浪速区難波中３丁目12番３―603号
債務者　松村　真紀
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６１４号**
大阪市西成区鶴見橋３丁目８番13号　庵・鶴見橋３　103
債務者　増田　恒雄
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６２１号**
大阪府高槻市寿町２丁目26番13号
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６３０号**
大阪市生野区巽南５丁目１番12号
債務者　大脇　幹雄
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２号**
兵庫県丹波市市島町上竹田1769番地２
債務者　堀　　初美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２７年（フ）第１３１号**
長崎県諫早市小船越町1158番地11、前住所福岡県大野城市仲畑１丁目13番27号　ルミエールＢ210号
債務者　松尾　　暢
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２８年（フ）第１０号**
長崎県大村市久原１丁目25番地９　もみじ台ドエル201号、前住所長崎県大村市小川内町1564番地
債務者　牛嶋　　忠
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係